

詐欺の手口の紹介

～ 少額の利益(報酬)を与える ～



実際の手口



詐欺の犯人は被害者をだますため、初期段階で被害者に少額の報酬を送金（振込など）することで、被害者に「本当に利益が出る投資（副業）なんだ！」と信じ込ませて、被害者に更なる「投資」や「送金」をさせようとしています。

令和6年9月末時点で、県内のSNS型投資・ロマンス詐欺ニセ電話詐欺被害の約三割がこの手口です！

⚠️ この手口の恐ろしいところは... ⚠️
「もうかる」と信じ込んだ被害者が何度でも、お金を送金して被害額が高額化する点です。
※県内では、1,000万円超える被害も発生

おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「消費生活相談窓口」にご相談ください。

ながさき消費生活館



困ったときは、一人で悩まずに、早めに相談を
全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ)
市町・県の「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」につながります

長崎県消費生活センター 095-824-0999
【相談受付】 平日(月～金) 9:00～12:00、13:00～17:00

